

仕 様 書

1 件名

令和元年度「年末要請文」の印刷及び封入

2 目的

年末にかけての金融繁忙期において、事業者の資金需要が高まる時期であるとされており、下請代金の支払遅延、下請代金の減額等の行為が行われることがないよう、関係事業者団体に対し、公正取引委員会委員長と経済産業大臣の連名の文書により、下請法遵守の徹底等について毎年要請している。

3 業務の内容

(1) 要請文の印刷

ア 頁数 2 頁（用紙 1 枚分）

イ 色数 2 色（うち 1 色は印影分〔1 頁のみ印影を印刷〕）

ウ 用紙 A 3 判 再生上質紙 A 判 3 5 k g

※ グリーン購入法に適合するものであること。ただし、グリーン購入法に適合した用紙を使用することが困難な場合には、担当官の了解を得た場合に限り、代替品の使用を認める。

エ 加工 用紙 1 枚は両面印刷。印影を上面にして二つ折りすること。印影の印刷面を表紙とする。

オ 部数 1 1 1 8 部

カ 校正 1 回

キ 入稿 Microsoft Word データ渡し

※（CD-R に保存して貸与。印影のみ出力原稿渡し）

(2) 発送用封筒の印刷

ア 色数 1 C / 0 C

イ 規格 角 2 封筒（縦 330mm × 横 240mm）

ウ 紙質 ゴールド 8 5 g / m²

※ グリーン購入法に適合するものであること。ただし、グリーン購入法に適合した用紙を使用することが困難な場合には、担当官の了解を得た場合に限り、代替品の使用を認める。

エ 加工 別添イメージ図のとおり（郵便料金後納の印、発信者名、連絡先、公取ロゴ及びアドレス）

オ 校正 1 回

カ 部数 1 1 1 8 部

(3) 宛名ラベルの作成

貸与する宛名データ（Microsoft Excel データ）を基に、印刷物を郵送するための宛名ラベルを 1 1 1 8 件分作成し、「上記(2)の封筒」に貼付する。

【宛名データの種類】

〒《郵便番号》
《住所 1》
《住所 2》
《団体・機関名》《敬称》
《整理番号》

【宛名ラベルの形式】

〒100-8987
東京都霞が関 1-1-1
中央合同庁舎第 6 号館 B 棟
公正取引委員会 御中
1-1

※ ゴシック体のフォントを使用

※ 宛名ラベルを使用せず、宛名を「上記(2)の封筒」に直接印字することも認めるものとする。

(4) 封入

「上記(2)の封筒」1 1 1 8 部に、以下の要領により印刷物等を封入する。

- ・ 「上記(1)の印刷物 1 部」を前面に、公正取引委員会が支給する資料を封筒に封入する。

〔支給する資料〕

- ① A 4 版資料（両面コピー 2 枚 4 頁）
 - ・【働き方改革に関連して生じ得る中小企業等に対する不当な行為の事例】
- ② A 4 版リーフレット（各両面コピー）
 - ・【「働き方改革」を阻害する不当な行為をしないよう気を付けましょう】
 - ・【11 月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です。】
- ③ A 4 版ガイドブック（15 頁）【消費税の円滑かつ適正な転嫁のために】

封入後は、封筒の開封箇所を糊付けにより封緘する。

4 納入日

令和元年 1 1 月 1 5 日（金）午前 1 0 時

5 納入場所

〒100-0013

東京都千代田区霞が関 1-1-4 東京高等裁判所内郵便局

6 受注者の責務

- (1) 資材は自ら調達すること。なお、公正取引委員会が支給する入稿データ、資料

2枚（印影）、宛名データ及び封入する資料は業者決定後速やかに支給する。

(2) 宛名ラベル又は宛名を印字した封筒に触れる作業を第三者に委託し又は請け負わせることは認めない。

(3) 宛名データを取り扱う際には、以下の事項を遵守すること。

ア 本業務を履行するために必要な場合を除き、保管場所から持ち出さないこと。

イ 毀損、紛失等の事態が生じないよう管理には万全を尽くし、毀損、紛失等した場合又は納入物（仕掛中のものを含む。）を紛失した場合は、直ちに公正取引委員会に連絡し、その指示に従うこと。

ウ 本業務を履行するために必要な場合を除き、閲覧、使用、複製をしないこと。

エ 本業務を履行するために宛名データを複製する必要がある場合において、複製した宛名データを取り扱う機器の数は必要最小限とし、かつ、複製した宛名データをUSBフラッシュメモリ等の外部記録媒体に保存しないこと。

オ 本業務を履行する前に、宛名データを取り扱う機器にウイルス対策ソフト等をインストールの上、その最新版を適用し、当該機器がウイルスに感染していないことや、ファイル交換ソフト（Winny、Share等）がインストールされていないこと等を確認すること。万一、ウイルスへの感染やファイル交換ソフトのインストールが判明した場合は、ウイルスの駆除、ファイル交換ソフトの削除等の必要な措置を講じた上で本業務を開始すること。

カ 本業務終了後、直ちに本業務の履行に使用した機器に保存されている一切の宛名データ（これら的加工したものを含む。）を削除するとともに、貸与した宛名データ（CD-Rに保存分）を返却すること。

7 見積り合わせの手続

(1) 見積書の提出

ア 提出期限

令和元年10月17日（木）正午

イ 提出場所

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

FAX：03-3581-2951

E-mail：open-counter@jftc.go.jp

ウ 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メール

ただし、FAX又は電子メールにより見積書を提出した者が契約の相手方に決定した場合は、受注後速やかに見積書の原本を提出すること。

エ 提出書類

- (ア) 見積書（消費税込みの総額を明示）
- (イ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

(2) 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果（契約の相手方、契約金額）は、契約の相手方に決定した者にもみ個別に通知するほか、以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト（調達情報）】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

(3) その他

ア 見積書の提出をもって別記「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

イ 契約の相手方に決定した者は、受注後速やかに別添の「情報の保護に関する誓約書」を提出すること。

ウ 本件業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできないものとする。

ただし、本件業務を適正に履行するために本件業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせる必要がある場合（この場合の委託し又は請け負わせることを以下「再委託」という。）、再委託先の住所、氏名、再委託する業務の内容、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、事前に公正取引委員会の承認を得なければならない。

8 問い合わせ先

(1) 見積り合わせの手続関係

東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階
公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係
電話：03-3581-5474

(2) 仕様関係

東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟13階
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課 大嶋
電話：03-3581-3375

以上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私，団体である場合は当団体。以下同じ。）は，下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当社が不利益を被ることとなっても，異議は一切申し立てません。

また，公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし，有価証券報告書を作成していない場合は，役職名，氏名，性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること，及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また，本契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき

エ 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い，又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再

委託以降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が暴力団関係者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、公正取引委員会に報告いたします。

情報の保護に関する誓約書

当社（以下「乙」という。）は、公正取引委員会（以下「甲」という。）が発注する「令和元年度『年末要請文』の印刷及び封入」の実施に際して、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供された情報その他知り得た情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第2項に規定される「個人情報」を含む。以下「情報」という。）を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- 2 乙は、本契約に係る業務の実施における情報セキュリティ確保のための実施内容及び管理体制を整備し、その旨を甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 3 乙は、本契約に係る業務の実施に当たり、乙若しくはその従業員、再委託先、又はその他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備し、その旨を甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 4 乙は、乙の資本関係・役員等の情報、本契約に係る業務の実施場所、業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を、甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 5 乙は、本契約に係る業務に携わる者の特定及び当該業務に携わる者が実施する具体的な情報セキュリティ対策の内容を含む情報セキュリティ対策の遵守方法、情報セキュリティ管理体制等に関する事項を、甲の求めに応じて書面で報告すること。また、変更があった場合には、甲の求めに応じて速やかに書面で報告すること。
- 6 乙は、甲と合意した、情報の受渡し方法や本契約に係る業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報取扱手順に基づき情報を取り扱うこと。
- 7 乙は、本件業務の一部を第三者（子会社を含む。）に委託し又は請け負わせる場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けること。
- 8 乙は、情報を複製する場合、あらかじめ、書面により甲の承認を受けること。
- 9 乙は、情報の管理につき、定期的に検査を行うこと。また、甲は、必要と認めた場合は、乙の管理体制、実施体制、個人情報の管理状況等について、乙に対し質問し若しくは資料の提供を求め、又は甲の職員に乙の事業所等の関係場所に立入調査をさせることができること。

- 10 乙は、業務完了後は、甲の指示に従い、確実に、情報を返却し、又は抹消し、その旨を書面で報告すること。
- 11 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供、貸与等された情報その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。
- 12 乙は、情報の漏えい等の防止のため、適切な措置を採ることとし、情報の漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要に応じて措置を講じること。
- 13 甲は、乙が正当な理由無くこの契約の全部又は一部を履行しない場合、この契約の全部又は一部を解除することができること。
- 14 乙は自己の従業員及び本件業務の遂行に関与する者についても、上記1から12までの事項の遵守を徹底させること。

令和 年 月 日

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 名

印



公正取引委員会

企業取引課

企業取引課 と記載

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
中央合同庁舎第6号館B棟

電話 03 (3581) 5471 (代表)

3375 (直通) と記載

ホームページアドレス <https://www.jftc.go.jp>

この封筒は再生紙を用いて作られています